

計画書

大阪都市計画道路の変更（大阪市決定）

都市計画道路中、1・3・10号淀川左岸線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
自 動 車 専 用 道 路	1・3・10	淀川 左岸線	大阪市 此花区北港 二丁目 地内	大阪市 北区豊崎 六丁目 地内	大阪市 此花区高見 一丁目 地内	約 9,960 m		4車線	22m		大阪市北区豊崎 六丁目地内で自 動車専用道路大 阪門真線と接続
	構造形式の内訳		大阪市 此花区北港 二丁目 地内	大阪市 此花区島屋 二丁目 地内		約 1,250 m	嵩上式		19 ～40m		
			大阪市 此花区島屋 二丁目 地内	大阪市 福島区大開 四丁目 地内		約 3,340 m	地下式		25 ～38m		
			大阪市 此花区高見 一丁目 地内	大阪市 福島区大開 四丁目 地内		約 470 m	嵩上式		19 ～32m		
			大阪市 福島区海老 江八丁目 地内	大阪市 北区豊崎 六丁目 地内		約 3,890 m	地下式		22 ～34m		
						約 1,010 m	地表式		19 ～34m	鉄道と立体 交差1箇所	
			な お、 大阪市此花区北港二丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市此花区北港一丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市此花区島屋二丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市此花区西島三丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市此花区島屋一丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市福島区大開四丁目地内に入口1箇所・出口2箇所を設ける。 大阪市福島区海老江六丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市北区大淀北一丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市北区中津七丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎七丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎六丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市此花区北港二丁目地内にジャンクションを設ける。 大阪市此花区高見一丁目及び同福島区大開四丁目地内にジャンクションを設ける。 大阪市此花区島屋二丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市福島区大開四丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市福島区海老江八丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎六丁目地内に換気所1箇所を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

1・3・10号淀川左岸線は、大阪北部から都心に流入する交通を分散処理し混雑を緩和するとともに、臨海部と国土軸を接続する広域交通網の強化や交通利便性の向上に資する重要な路線である。

今回、当該都市計画道路の福島区大開4丁目地内から北区豊崎6丁目地内までの区間について、より確実な安全性や合理性の確保の観点から、道路構造と線形を設定するとともに、1・2・11号大阪門真線との接続により交通のさらなる円滑化を図るため、区域及び構造を一部変更する。